

特定整備アンケートFAQ

目 次

個人情報の取扱い

問1. 自分の個人情報をどのようにして取得したのか、また、車検目的で記載した個人情報を他の目的に利用してよいのか。

問2. アンケートの内容をどのように利用するのか。個人情報は守られるのか。

アンケートについて

問3. アンケートの目的は何か。

問4. アンケートは回答しなければいけないのか。また、アンケートが他の目的に使用されることはないのか。

問5. 過去にユーザー車検を受けた際に点検整備を実施しなかったため、アンケートが送付されたが、今回は点検整備を実施しているにも関わらずアンケートが送付された。アンケートの違いは何か。

問6. アンケートに要する費用は、国に納めた車検費用から捻出しているのか。税金の無駄遣いではないか。

問7. アンケートに回答することで、車検を依頼した業者とトラブルになることはないか。

問8. どのような権限でアンケートを送付しているのか。

問9. 自動車を売却（廃車）し、手元に自動車はないのにアンケートが送付してきた。

問10. 車検に合格したのになぜアンケートが送られてくるのか。

問11. 複数台所有しており、アンケートも複数台分送られてきた。全て返信しないといけないのか。

問12. 中古車販売店の会社名義の商品車両に対して何枚もアンケートが送られてきた。このような場合、アンケートを返信しても意味がないのではないか。

問13. 整備工場に依頼したからユーザー車検ではないはず。

問14. アンケート結果は公表されるのか。

問15. アンケートに協力すると何か恩恵はあるのか。

問16. アンケートの回答期限はいつまでか。

問17. アンケートは車検の受検代行業者を排除して、整備事業者に誘導する目的で行っているのではないか。

点検整備について

問18. 車検があるのに点検整備を実施する必要はあるのか。

問19. 点検整備を実施しないとどのようなことになるのか（車が壊れるのか）。

問20. 点検整備を実施しないと罰則があるのか。

問21. 適切な点検整備が行われていないのではないか。心配である。

問22. 点検整備を行わないと車検が受けられないのか。

問23. 車の知識のない者でも点検整備ができるのか。

問24. 自分で日常点検を実施しているので自動車の調子がいい。調子がいいので、定期点検をしていないが、点検記録簿には「点検了」と記載した。

問25. 点検整備記録簿とはどのようなものか。

問26. 点検整備記録簿は自動車に備え付けなければならないのか。

問27. 車検証備考欄に記載される「点検整備記録簿あり」とはどのようなことか。

問28. 点検整備記録簿が見あたらない。

問29. 点検整備記録簿はどこで入手できるのか。

問30. 点検整備記録簿の「点検を実施した者の氏名」に自分の名前が記載されていたが、

点検を実施した覚えがない。このような点検整備記録簿でも有効か。

問31. ユーザーの了承を得ていれば、受託者が実際に特定整備を実施して、その結果を
ユーザー名で点検整備記録簿に記載した場合、問題ないのではないか。

特定整備事業について

問32. 特定整備とは何か。

問33. 国が認証した整備工場と車検の受検代行業者の違い、見分け方はどうするのか。

問34. 車検の受検代行業者であっても自動車整備士の資格を持った者が特定整備を行え
ば問題ないのではないか。

問35. 車検の受検代行業者は、違法な業者なのか。

その他

問36. 電子車検証の場合、「受検形態」の確認はどうすればよいのか。

個人情報の取扱い

問1. 自分の個人情報をどのようにして取得したのか、また、車検目的で記載した個人情報を他の目的に利用してよいのか。

答1. 車検時に提出された申請書から取得した情報を、車検制度の目的（自動車の安全性の確保、環境の保全）を達成するために使用させていただいており、他の目的には使用しておりません。

問2. アンケートの内容をどのように利用するのか。個人情報は守られるのか。

答2. アンケートの回答につきましては、統計的に処理をし、個人が特定されない形で車検制度の目的（自動車の安全性の確保、環境の保全）を達成するために使用し、他の目的には使用いたしません。

アンケートについて

問3. アンケートの目的は何か。

答3. 自動車の特定整備制度をご認識いただき、自動車の適切な保守管理に役立てて頂くこと及びユーザーの皆様の車検に伴う点検整備の意識調査をさせていただくことで、今後の国土交通省の行政施策に反映させることを目的としています。
特定整備・・・エンジン等の重要装置・部品の取り外し、衝突被害軽減ブレーキのカーメラ調整等により行う整備。

問4. アンケートは回答しなければいけないのか。また、アンケートが他の目的に使用されることはないのか。

答4. ユーザーの皆様の車検に伴う点検整備の意識調査をさせていただき、今後の国土交通省の行政施策に反映させることを目的としていますので、是非ともご協力下さい。また、他の目的に使用することはありません。

問5. 過去にユーザー車検を受けた際に点検整備を実施しなかったため、アンケートが送付されてきたが、今回は点検整備を実施しているにも関わらずアンケートが送付ってきた。アンケートの違いは何か。

答5. ご指摘のアンケートは、ユーザー車検の際に点検整備が実施されていない、又は、確実に実施されていることが確認できなかった全てのユーザーに、点検整備の確実な実施を促すことを目的にアンケートを送付しているものです。

一方、今回のアンケートは、車検の際に点検整備を実施したと申告のあった自動車のユーザーを対象に、車検に伴う点検整備の意識調査をさせていただくことで、今後の国土交通省の行政施策に反映させることを目的として、令和6年4月から5月に申請のあった自動車のユーザーに対して、アンケートを送付しているものです。

問6. アンケートに要する費用は、国に納めた車検費用から捻出しているのか。税金の無駄遣いではないか。

答6. 自動車の安全性の確保、公害の防止、環境の保全を図るために、車検制度、点検整備制度がありますが、その一環として今回のアンケート調査を実施しているものです。

問7. アンケートに回答することで、車検を依頼した業者とトラブルになることはないか。

答7. ユーザーの皆様方に自動車の適切な保守管理に役立てて頂くこと及び、点検整備の実施状況等について意識調査を行い、今後の国土交通省の行政施策に反映させることを目的として実施していますのでご協力をお願いします。

なお、本アンケートの結果、点検整備に関してご心配な事項があれば、国土交通省ホームページのホットラインステーションへご投稿頂くか、直接、管轄する運輸支局等の整備部門にご相談してください。

特定整備・・・エンジン等の重要装置・部品の取り外し、衝突被害軽減ブレーキのカメラ調整等により行う整備。

情報提供等相談窓口：<https://www.mlit.go.jp/form/index.php?f=hotline.html&mode=0908>

運輸支局等電話番号：<https://www.mlit.go.jp/common/001446864.pdf>

問8. どのような権限でアンケートを送付しているのか。

答8. 自動車の安全性の確保、公害の防止、環境の保全を図るために、車検制度、点検整備制度がありますが、その一環として今回のアンケート調査を実施しているものです。法的には、道路運送車両法第100条に報告徴収の権限規定があります。

問9. 自動車を売却（廃車）し、手元に自動車はないのにアンケートが送付されてきた。

答9. 令和6年4月から5月に申請のあったユーザー車検のうち、点検整備を実施したと申告のあった自動車を抽出して、アンケートを送付しています。当該自動車の車検に覚えがなければ、アンケートにお答え頂かなくて結構ですが、名義変更等の手続きが済んでいない可能性がありますので、ご確認頂いた方がよろしいかも知れません。

問10. 車検に合格したのになぜアンケートが送られてくるのか。

答10. アンケートの対象となった自動車は、ユーザー代行受検で車検を受けているのですが、車検時には点検整備記録簿が提示されていました。車検時の定期点検整備においては、ブレーキ等の重要な装置を分解して点検することが必要な場合があり、これをユーザーに代わって業として実施する場合は、一定の設備、資格等を保有し、国が認証した整備工場に限定しています。

この認証を取得していないところでは、ブレーキ等の重要な装置を分解して点検整備することができないため、部分的な点検を実施するに止め、ユーザー車検申請されている場合があります。

この場合、ユーザーは必要な点検整備が確実に実施されていないことに気づかずに、そのまま放置されてしまう可能性があり、路上故障等が起こるおそれが懸念されます。

そのような状況を踏まえて、市場での点検整備の実施状況の実態について調査し、今後の国土交通省の行政施策に反映させることを目的としてアンケートを実施しています。

なお、本アンケートの結果、点検整備に関してご心配な事項があれば、下記のリンク先にご投稿頂くか、管轄する運輸支局等の整備部門にご相談してください。

情報提供等相談窓口：<https://www.mlit.go.jp/form/index.php?f=hotline.html&mode=0908>

運輸支局等電話番号：<https://www.mlit.go.jp/common/001446864.pdf>

問11. 複数台所有しており、アンケートも複数台分送られてきた。全て回答しないといけないのか。

答11. お手数ですが、それぞれの自動車について、回答して頂きますようご協力をお願いします。

問12. 中古車販売店の会社名義の商品車両に対して何枚もアンケートが送られてきた。このような場合、アンケートに回答しても意味がないのではないか。

答12. 今回のアンケートは、市場での点検整備の実施状況の実態について調査し、今後の国土交通省の行政施策に反映させることを目的としており、趣旨をご理解頂いたうえでは是非ともご協力をお願いします。

問13. 整備工場に依頼したからユーザー車検ではないはず。

答13. 整備工場に見えても、特定整備事業の認証を取得していない場合などは、ユーザー車検で受検しています。

車検時の定期点検整備においては、ブレーキ等の重要な装置を分解して点検することが必要な場合があり、これをユーザーに代わって業として実施する場合は、一定の設備、資格等を保有し、国が認証した整備工場に限定しています。

この認証を取得していないところでは、ブレーキ等の重要な装置を分解して点検整備することができないため、部分的な点検を実施するに止め、ユーザー車検申請されている場合があります。

この場合、ユーザーは必要な点検整備が確実に実施されていないことに気づかず、そのまま放置されてしまう可能性があり、路上故障等が起こるおそれがある懸念されます。

問14. アンケート結果は公表されるのか。

答14. 取りまとめた結果の公表は予定しておりません。

問15. アンケートに協力すると何か恩恵はあるのか。

答15. 申し訳ございませんが、ご協力への恩恵はありません。

問16. アンケートの回答期限はいつまでか。

答16. 令和7年1月31日までにご回答をお願いします。

問17. アンケートは車検の受検代行業者を排除して、整備事業者に誘導する目的で行っているのではないか。

答17. 点検整備の重要性を認識して頂くなど、自動車の適切な保守管理意識の醸成と、市場での点検整備の実施状況の実態について調査し、今後の国土交通行政の参考とすることを目的に、アンケートを実施しているものであり、車検の受検代行業者の排除や整備事業者への誘導が目的ではありません。

なお、違法行為が疑われる代行業者に対しては、適宜、立入調査や特定整備事業の認証取得に向けた指導を行っております。この種の情報をご提供頂ける場合、下記のリンク先にご投稿頂くか、管轄する運輸支局等の整備部門に情報提供をお願いします。

情報提供等相談窓口：<https://www.mlit.go.jp/form/index.php?f=hotline.html&mode=0908>

運輸支局等電話番号：<https://www.mlit.go.jp/common/001446864.pdf>

点検整備について

問18. 車検があるのに点検整備を実施する必要はあるのか。

答18. 車検は、受検時の自動車が安全・環境面で国が定める基準に適合しているかどうかを一定の期間ごとに確認するものであり、次の車検までの安全性を保証するものではありません。したがって、ユーザーは定期的に自動車の点検整備を実施し、適切な保守管理を行う必要があります。

なお、自家用乗用車にあっては、1年毎に点検整備を実施しなければなりません。

問19. 点検整備を実施しないとどのようなことになるのか（車が壊れるのか）。

答19. 自動車部品は、使用や時間の経過とともに、摩耗、劣化します。自動車の性能や環境保全性能を維持するためには、点検整備等の適切な保守管理が必要であり、法的には保守管理責任は使用者に課せられています。また、適切な点検整備を実施しないと、路上故障等が起こるおそれが懸念されます。

問20. 点検整備を実施しないと罰則があるのか。

答20. 点検整備は、自動車の使用者の義務として、道路運送車両法第47条に定められています。しかしながら、罰則の規定はありません。

問21. 適切な点検整備が行われていないのではないか。心配である。

答21. 本アンケートの結果、点検整備に関するご心配な事項があれば、下記のリンク先にご投稿頂くか、管轄する運輸支局等の整備部門にご相談してください。

情報提供等相談窓口：<https://www.mlit.go.jp/form/index.php?f=hotline.html&mode=0908>

運輸支局等電話番号：<https://www.mlit.go.jp/common/001446864.pdf>

問22. 点検整備を行わないと車検が受けられないのか。

答22. 法令上、点検整備と検査は別々に規定されており、検査の時期と同時期に実施する点検整備がありますが、その実施は検査の前後を問わないことになっています。

問23. 車の知識のない者でも点検整備ができるのか。

答23. 日常点検は、目視、聴音、接触等の簡易な方法により日常的に行う点検であり、ユーザー本人が容易に行うことができますが、一方、定期点検は、ユーザー本人が実施することもできますが、自動車の構造装置の分解等を伴う場合があるなど、専門的知識や技術等が求められますので、特定整備事業の認証を取得している整備工

場等での実施が安心です。

日常点検：https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/02maintenance/daily_check.html

問24. 自分で日常点検を実施しているので自動車の調子がいい。調子がいいので、定期点検をしていないが、点検記録簿には「点検了」と記載した。

答24. 日常点検と定期点検は点検項目等が異なります。従って、調子が良くても定期点検を実施したことになりません。

なお、自動車の使用者は、自動車の点検をし、必要に応じ整備をすることにより、自動車を保安基準に適合するよう維持しなければならないと道路運送車両法で規定されています。

問25. 点検整備記録簿とはどのようなものか。

答25. 自動車の定期点検整備や特定整備を行った場合に作成（記載）して保存し、それにより自動車の整備状況を明らかにし、自動車の安全確保に役立てようとするものです。点検整備記録簿には、点検年月日や点検の結果、整備の概要、点検実施者名等を記載して、例えば乗用車にあっては2年間保存しなければなりません。

問26. 点検整備記録簿は自動車に備え付けなければならないのか。

答26. 点検整備記録簿は、当該自動車に備え置くよう規定されています。

問27. 車検証備考欄等に記載される「点検整備記録簿記載あり」とはどのようなことか。

答27. 国は、自動車の検査（車検）の際に点検整備記録簿の提示を求めることができる法的には規定されていますので、ユーザー車検を受検した際に、点検整備記録簿の提示を求め、その求めに応じて点検整備記録簿が提示されたことにより、車検前に点検整備の実施が確認できた場合、「点検整備記録簿記載あり」と車検証備考欄等に記載されます。

問28. 点検整備記録簿が見あたらない。

答28. 自動車のグローブボックス内の車検証入れ等をご確認ください。「整備手帳」「メンテナンス・ノート」等の名称の冊子の中にある可能性があります。

問29. 点検整備記録簿はどこで入手できるのか。

答29. インターネットのサイトからダウンロードすることもできるようです。

問30. 点検整備記録簿の「点検を実施した者の氏名」に自分の名前が記載されていたが、点検を実施した覚えがない。このような点検整備記録簿でも有効か。

答30. 実際に点検整備を実施した者の名前を点検整備記録簿に記さなければなりません。
自分で点検整備を実施していないのであれば、車検の依頼先に問い合わせて下さい。
なお、依頼先でも点検整備を実施していない場合、点検整備記録簿は無効であり、あらたに点検整備を実施する必要があります。

問31. ユーザーの了承を得ていれば、受託者が実際に特定整備を実施して、その結果をユーザー名で点検整備記録簿に記載した場合、問題ないのではないか。

答31. ユーザーの了承に関わらず、業として他人の自動車の重要な部位を分解し、点検整備する場合は、一定の設備、資格等を保有し、国が認証した整備工場でなければなりません。

従って、国の認証を受けていない者が、業として他人の自動車の重要な部位の特定整備を実施することは、違法な行為であり、是正が必要となります。

特定整備事業について

問32. 特定整備とは何か。

答32. 特定整備とは、原動機、動力伝達装置、走行装置、かじ取り装置、制動装置、緩衝装置等を取り外して行う整備又は改造及び自動運行装置、運行補助装置の取り外しや作動に影響を及ぼすおそれのある整備又は改造であり、例えばエンジン等の重要装置・部品の取り外し、衝突被害軽減ブレーキのカメラ調整等により行う整備が該当します。

問33. 国が認証した整備工場と車検の受検代行業者の違い、見分け方はどうするのか。

答33. 国の認証を受けた整備工場には事業場内の見やすい位置に、若草色の「自動車特定整備事業の標識」、黄色い「自動車特定整備事業の標識」または黄色い「自動車分解整備事業の標識」が掲げられています。

また、自動車特定整備事業者が特定整備を実施した場合、特定整備記録簿を作成し、ユーザーにその写しを交付します。自動車特定整備事業者であれば、この特定整備記録簿に認証番号が記載されています。



※「自動車分解整備事業」の標識もあります。

問34. 車検の受検代行業者であっても自動車整備士の資格を持った者が特定整備を行えば問題ないのではないか。

答34. 適切な整備を実施するためには、自動車整備士の資格を持った者がいるだけでなく、必要な設備、機器等を備えている必要があり、このような工場を申請によって特定整備事業者として認証しているところです。従いまして、このような条件に合致しない工場では、適切な整備を実施できない可能性や、点検整備を実施していない可能性があります。

問35. 車検の受検代行業者は、違法な業者なのか。

答35. 特定整備を行っておらず、単に受検を代行するだけであれば違法ではありません。

その他

問36. 電子車検証の場合、「受検形態」の確認はどうすればよいのか

答36. 車検証閲覧アプリをスマートフォン又はPCにインストールしていただき、ICカードリーダで車検証を読み取ることで確認出来ます。

(参考) 車検証閲覧アプリについて

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/user/application/>